このコーナーでは、区役所の取組を掘り下げて紹介します。今回は災害時要援護者支援の取組です。

災害時要援護者支援の取組(地域ささえ愛推進事業)

淀川区では、災害が起きたときの助け合いの取組が地域で進められています。
阪神淡路大震災時、助かった人の90%以上は、自力または家族･近隣の力で救助されたというデータがあります。
万が一のそんな時に備えて、日常から助け合える関係作りをしておきませんか？
この事業は、区が淀川区社会福祉協議会に委託して取り組んでいます。

災害時要援護者支援とは？

災害時、力を貸してほしいと考える方が、
地域の要援護者名簿に登録することによって
★災害時どこに誰がいるのか？地域の方に知ってもらう
★災害時に助け合える関係を地域に増やしていくこと　を目的にしています。

要援護者ってどのような人？

災害時などのときに、自力で避難することが困難な方・不安な方で、
他の方の手助けを必要とする方。

たとえば・・・
〇介護が必要なお年寄りの方
〇援護が必要な障がいをお持ちの方
〇人工呼吸器などの医療機器をお使いの方
〇家族だけでは避難が難しい小さな子どもがいらっしゃる方　等

■登録するには・・・淀川区社会福祉協議会にご連絡ください。
（電話 6394－2900）

■要援護者登録に関する個人情報の取り扱いについては十分留意し、本事業の目的以外には利用しません。
■本事業は、普段からの見守りや災害時に一緒に避難することなどをボランティア精神に基づき支援していくものです。災害時の支援を保障するものや、支援者が法的な責任や義務を負うものではありません。

災害時に不安のある方は、ぜひ登録を！！

誰もが　助けたり助けられたりする　関係づくりを

ともに 考えましょう！！

お住まいの地域で要援護者名簿が有効に活用されるためにこんなことをしています。

お住まいの地域で要援護者名簿に登録
災害時支援を希望される方が地域名簿に登録、
助け合える関係作りに向けスタート。

地域で、要援護者マップ作成
地域で要援護者の方の所在をマップに記載します。

登録していただいた方の状況をお尋ねします。
地域の支援者が、災害時の避難について等
困りごとの状況をお伺いします。

地域の支援者と要援護者を結びつけます。
災害時等に助け合える関係を築きます。
（災害時等に支援していただける支援者の登録もしています。）

地域では、名簿を個人情報保護に留意し責任を持って保管・管理します。
いざというときに、すぐに活用できる体制づくりをしていきます。

地域では、
ワークショップを行って
「地域の助け合い」
のための体制づくりを
話し合っています。

■地域で支援していただける方の支援者登録を受け付けています。
淀川区社会福祉協議会にご連絡ください（電話 6394−2900）

◎みなさんからのご意見・ご要望をお聞かせください！

淀川区では、「災害が起きたときの地域での助け合い」の取組を進めています。
「災害時要援護者支援ってどんな制度？」や、「こんな取組があったらいいな」などご要望がありましたら、淀川区役所政策企画課（☎6308-9405　E-mail：tl0009@city.osaka.lg.jp）まで。